

庁名 函館地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリー	申立ての種類	郵便料												備考	
		郵便切手の場合													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	6					14		4		3	2	4820円	4500円	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額です。当事者が1名増すごとに以下の金額を追加してください。 【郵便切手により納付する場合】 2860円 (内 訳) 500円4枚 110円6枚 50円3枚 20円2枚 10円1枚 【予納金により納付する場合】 3000円
	少額訴訟	6					14		4		3	2	4820円	4500円	※予納金による郵送費用の納付について 現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、函館地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停						3		2		2		470円		※当事者が1名増すごとに290円を追加。 (内 訳) 110円2枚 50円1枚 20円1枚
支払督促	支払督促	2					3						1330円		※債務者が1名増すごとに1220円を追加。 (内 訳) 500円2枚 110円2枚